

名古屋サッカー協会 4 種委員会規約

(名 称)

第 1 条 本委員会は、名古屋サッカー協会 4 種委員会と称する。

(事 務 局)

第 2 条 本委員会の事務局は、名古屋サッカー協会事務局に置く。(名古屋市中川区牛立町 5- 78)

(目 的)

第 3 条 本委員会は、名古屋サッカー協会に加盟登録しているチームの相互の親睦を深め、当サッカー協会との連携を密にして、サッカーの技術向上を図り、心身共に健全で礼儀正しい少年の育成を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

1. 名古屋サッカー協会 4 種委員会の主催する大会
2. サッカーの技術指導及び普及発展のための活動
3. その他本委員会の目的を達成するための事業

(事業の遂行)

第 5 条 前条の事業を遂行するために名古屋サッカー協会 4 種委員会に理事会を組織し、事業の立案・計画等を協議し運営にあたる。

(組 織)

第 6 条 本連盟は、名古屋サッカー協会 4 種委員会に加盟登録しているチームを以て組織する。

(役 員)

第 7 条 本委員会に次の役員を置く。

理事 7 名

- ・理事は、委員長・副委員長・総務・競技・技術・審判・普及委員長で構成する。
- ・本協会に副委員長を置くことができる。
- ・理事は、規律委員を兼ねることができる。

(役員を選出)

第 8 条 ・委員長は、理事の互選により決定する。ただし重複した場合には多数決により決定する。

- ・他の理事は、委員長より任命する。
- ・なお、本協会に顧問、相談役を置くことができる。

(役員の任期)

第 9 条 ・本委員会の役員は 2 年とし、再任は妨げない。

- ・補欠のため適任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。
- ・役員は、任期終了後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務と権限)

第 10 条 1. 委員長は、本委員会を代表し、職務を統括する。

2. 本委員会には、総務・競技・技術・審判・普及の各専門委員会を置く事とする。
委員長はそれぞれの委員会の責任者とする。

(理事会の開催)

第 11 条 本委員会は、理事会にて行事報告ならびに行事計画、予算等を審議する。

理事会は必要に応じて委員長が召集することができる。

(予算・決算)

第 12 条 1. 毎年度の予算は、理事会で審議・決定し、名古屋サッカー協会総会にて報告する。

2. 毎年度の予算は、会計年度終了後会計監査へ経て、理事会で審議・承認し、総会にて報告する。
3. 本委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日を以て終わるものとする。

(規約改正)

第 13 条 本規約は、理事会で理事の過半数の賛同を以て改正することができる。

(細 則)

第 14 条 本委員会に必要な規則は、理事会の決議を経て、別に定める。

(付 則)

本規約は、1997年3月21日一部改正。

本規約は、2005年4月 1日一部改正。

本規約は、2022年4月 1日一部改正。

本規約は、2024年4月 1日一部改正。

本規約は、2025年4月 1日一部改正。